# 7/ 東北学院大学

HOME > 新着情報 > 【東北学院大学】被災された受験生の皆さまに対する入学検定料の免除措置について(お知らせ)

【東北学院大学】被災された受験生の皆さまに対する入学検定料の免除措置について(お知らせ)

2011年04月28日

東北学院大学では、下記の災害救助法適用地域で被災した受験生に対し、経済的な支援を図るため、入学検定料に対する免除措置を講じることに決定しましたのでお知らせいたします。

# 1.対象地域

災害救助法が適用されている県の該当市町村に居住している方

## 2.対象者

上記の災害救助法が適用されている地域で被災した受験生で、以下のいずれかに該当する方を対象とします。 申請に基づき後日入学検定料を返還いたします。

- (1)災害により主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合。
- (2)災害により主たる家計維持者が負傷し、長期加療が必要になった場合。
- (3)災害により主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流出した場合。
- (4)災害により半壊、床上浸水、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示もしくは避難勧告により、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合。

## 3.特別措置

2011年4月1日~2012年3月末日までに実施する

2012年度入学試験の入学検定料を全額免除します。

お問い合わせ先

東北学院大学 入試部入試課

TEL.022-264-6455 FAX.022-264-6377

E-mail:nyushi@staff.tohoku-gakuin.ac.jp

# 7/ 東北学院大学

HOME > 新着情報 > 被災された入学予定者の皆さまに対する授業料減免の支援措置について

### 被災された入学予定者の皆さまに対する授業料減免の支援措置について

2011年07月19日

東日本大震災で被災された入学予定者の皆さまに対する支援措置(平成24年度入学予定者に限る)を以下のようにいたします。

- 1.対象・授業料減免支援措置 (申請手続きは入学手続き時に行います)
  - 1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明の場合 授業料1年分免除
  - 2) 自宅が全壊または流出の場合 授業料後期分免除
  - 3) 自宅が半壊の場合 授業料後期分を半額に減免
- 4) 主たる家計維持者の居住する借家・アパートが全壊または大規模半壊の場合 授業料後期分を半額に減免
- 5) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、 所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合 授業料後期分を半額に減免
- ※1) と2)、1) と3)、1)と4)、1)と5)を併せて申請することはできません。

#### 2.申請書類

授業料減免申請書、罹災証明書等

※上記授業料減免措置のほかにも入学後、被災学生を対象とした「東日本大震災緊急給付奨学金」を申請することができます。

#### 関連リンク

- ▶ 東日本大震災緊急給付奨学金について
- ▶ 被災された受験生の皆さまに対する入学検定料の免除措置について
  - ■このページの内容に関するお問い合わせ

東北学院大学 入試部入試課

〒980-8511 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1 TEL.022-264-6455 FAX.022-264-6377 E-mail:nyushi@staff.tohoku-gakuin.ac.jp

Copyright (C) TOHOKU GAKUIN All Rights Reserved.